

「令和7年2月4日からの大雪」による災害における 放送受信料の免除について

令和7年2月7日
令和7年2月8日更新

「令和7年2月4日からの大雪」により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

「令和7年2月4日からの大雪」による災害における放送受信料の免除について、次のとおり実施します。

1. 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

2. 免除の期間

令和7年2月から令和7年3月まで（2か月間）

3. 免除の手続き

- ・放送受信契約をいただいている皆さまからのお届けなどにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

（※）災害救助法が適用されている区域 （令和7年2月8日現在）

福島県	会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町 南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町 耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町 大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町
新潟県	長岡市、東蒲原郡阿賀町